

令和7年2月27日

熊本県における申請先官署コードの追加について

熊本県宇城市の三角港（波多マリーナ）の申請先官署が令和7年3月10日より、三角町漁業協同組合に移行します。

つきましては、令和7年3月10日以降の係留施設使用に係る電子申請手続きについては、従来の官署コードが追加となります。

なお、追加後の電子申請は、令和7年3月10日より可能となります。

利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご対応のほど、よろしくお願いいたします。

対象施設	バースコード	申請先書類	申請先官署コード
波多浮棧橋	HT02C	・係留施設等使用許可申請	KWHTM001
波多浮棧橋2	HT03C		